

消費税の転嫁拒否等に関する調査に関するよくある質問（FAQ）

目次

1 調査全般について	3
Q 1 本調査の目的は何ですか。	3
Q 2 消費者との取引は調査対象となりますか。	3
Q 3 回答に当たって電話で確認したいのですが、連絡先はありますか。	3
Q 4 コールセンターの電話番号は、なぜナビダイヤルの番号なのですか。	3
Q 5 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。	3
Q 6 当社は本調査に回答する義務があるのですか。	3
Q 7 郵送物に印字されている宛名（又は住所）が当社の名称（又は住所）と異なっているのですが、どのようにすればいいですか。	3
Q 8 問題のある行為をしている取引先法人事業者がいません。回答する必要はありますか。	3
Q 9 本調査の回答をしたくありません。回答する必要はありますか。	3
Q 10 当社は法人事業者に、商品又は役務（サービス）を供給していません。回答する必要はありますか。	3
Q 11 当社は既に事業活動を終了（解散又は倒産等）しています。回答する必要はありますか。	4
Q 12 当社は特定供給事業者ではありません。回答する必要はありますか。	4
Q 13 インターネットを利用した調査票への回答はできますか。	4
Q 14 先日も公正取引委員会から調査票が届き回答しています。同じような調査に何度も回答する必要はあるのですか。	4
Q 15 調査に回答したことや回答内容が他の事業者知られることはありませんか。	4
Q 16 消費税転嫁対策特別措置法の法令やガイドラインを調べたいのですが、どうしたらいいですか。	4
Q 17 当社に調査票は送られていません。取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けているため回答をしたいのですが、どのようにすればいいですか。	4
2 設問AからGについて	5
Q 18 複数の取引先法人事業者から行為を受けている場合は、どのように記入すればいいですか。	5
Q 19 企業番号とは何ですか。	5
Q 20 設問Aについて、当社の情報を記入する必要はありますか。	5

- Q 2 1 設問Eの記入欄について、回答が枠に入りきらない場合には、どうしたらいいですか。 5
- Q 2 2 回答用紙に、組織略語（(株)、(有)等）を用いて取引先事業者名を記入してもいいですか。 5
- Q 2 3 取引先事業者の住所については、本店、支店のどちらを記入すればいいですか。 5

1 調査全般について

Q 1 本調査の目的は何ですか。

A 本調査は、平成26年4月1日以後の取引に関して、貴社が他の事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかを把握し、問題のある行為の是正につなげるために行うものです。

Q 2 消費者との取引は調査対象となりますか。

A 消費者との取引は、本調査の対象ではありません。

Q 3 回答に当たって電話で確認したいのですが、連絡先はありますか。

A 公正取引委員会及び中小企業庁の書面調査事務局に、本調査用のコールセンターを設置しておりますので御連絡ください。

0570-050-510 (受付時間：土日祝日を除く 9:00~18:00)

Q 4 コールセンターの電話番号は、なぜナビダイヤルの番号なのですか。

A 本調査用のコールセンターを全国のどこに設置してもいいよう、「0570」から始まる全国統一の専用番号を使用するためです。

Q 5 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 中小事業者の全てを対象とすることを旨とした、悉皆的な調査を波状的に実施することとしているためです。

Q 6 当社は本調査に回答する義務があるのですか。

A 本調査は、貴社に回答を義務付けているものではありません。

Q 7 郵送物に印字されている宛名（又は住所）が当社の名称（又は住所）と異なっているのですが、どのようにすればいいですか。

A 修正をせずに回答していただけます。正しい名称（又は住所）をお知らせいただける場合は、御手数ですが下記の本調査用のコールセンターに御連絡ください。

0570-050-510 (受付時間：土日祝日を除く 9:00~18:00)

Q 8 問題のある行為をしている取引先法人事業者がいません。回答する必要はありますか。

A 本調査に回答いただく必要はありません。

Q 9 本調査の回答をしたくありません。回答する必要はありますか。

A 本調査に回答いただく必要はありません。

Q 10 当社は法人事業者に、商品又は役務（サービス）を供給していません。回答する必要はありますか。

A 本調査に回答いただく必要はありません。

なお、「回答用紙」は、期限を過ぎても提出することができます（返信用封筒は、「差出有効期

間」の末日まで使用できます。)。期限までに提出しない場合は、調査票等を御手元に保管いただき、今後、法人事業者に商品又は役務（サービス）を供給し、当該法人事業者に消費税を転嫁できない事情が生じた際に提出していただくことも可能です。

Q 1 1 当社は既に事業活動を終了（解散又は倒産等）しています。回答する必要はありますか。

A 本調査に回答いただく必要はありません。

Q 1 2 当社は特定供給事業者ではありません。回答する必要はありますか。

A 本調査に回答いただく必要はありません。

Q 1 3 インターネットを利用しての調査票への回答はできますか。

A 中小企業庁のウェブページより、情報を提供していただくことができます。

中小企業庁ホームページ→右下「円滑・適正な転嫁のために 消費税価格転嫁等対策」のアイコンをクリック→右上「こちらもお使いいただけます 消費税転嫁拒否等に関する申告窓口」をクリック→入力画面 (<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>) が開きます。

Q 1 4 先日も公正取引委員会から調査票が届き回答しています。同じような調査に何度も回答する必要はあるのですか。

A 貴社が既に回答した調査は、今回の調査とは別の調査です。

御面倒をお掛けしますが、本調査にも御協力をお願いします。

Q 1 5 調査に回答したことや回答内容が他の事業者には知られることはありませんか。

A 本調査に回答いただいたこと及び回答いただいた内容については、本調査の目的以外には一切使用しません。また、回答していただいた内容を他の事業者に知らせることはありません。

Q 1 6 消費税転嫁対策特別措置法の法令やガイドラインを調べたいのですが、どうしたらいいですか。

A 公正取引委員会ホームページ内の消費税転嫁対策コーナー (<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>) に「法令・ガイドライン等」を掲載しています。

Q 1 7 当社に調査票は送られていません。取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けているため回答をしたいのですが、どのようにすればいいですか。

A 中小企業庁ホームページ（消費税転嫁等拒否等に関する調査、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>）、公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー、<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>）に調査票及び回答用紙を掲載していますので、回答用紙を印刷して回答してください。

なお、以下の連絡先では、消費税の転嫁拒否等の行為を受けている方からの個別相談も受け付けています。

【連絡先】公正取引委員会事務総局 取引部 消費税転嫁対策調査室 03（3581）3379

2 設問AからGについて

Q 1 8 複数の取引先法人事業者から行為を受けている場合は、どのように記入すればいいですか。

A 2社以上について回答される場合は、中小企業庁ホームページ（消費税転嫁等拒否等に関する調査, <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>）, 公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー, <https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>）に掲載の回答用紙を印刷したもの又は同封の回答用紙をコピーしたものに記入して回答してください。

Q 1 9 企業番号とは何ですか。

A 本調査に使用するため、公正取引委員会及び中小企業庁が貴社に付した番号です。
貴社の企業番号は、右肩に「協力依頼」と記載の文書に印字してありますので御確認ください。

Q 2 0 設問Aについて、当社の情報を記入する必要はありますか。

A 記入していただかなくても回答していただけます。

Q 2 1 設問Fの記入欄について、回答が枠に入りきらない場合には、どうしたらいいですか。

A 別紙などにより回答してください。

Q 2 2 回答用紙に、組織略語（株）、（有）等）を用いて取引先事業者名を記入してもいいですか。

A 分かるように記入していただければ構いません。

Q 2 3 取引先事業者の住所については、本店、支店のどちらを記入すればいいですか。

A 可能な限り本店所在地の住所を記入してください。なお、不明な場合は御存知の住所を記入していただければ構いません。